



障障地発0222第1号
平成25年2月22日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る2月10日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも多数の入居者等が死傷する火災が発生したところです。

これを受けて、今般、障害者のグループホーム・ケアホームの防火安全体制等に関して、実態把握のための調査を行いますので、別紙の調査要領に基づき、本調査へご協力いただきますようお願いいたします。

また、本調査により把握したスプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、主として重度の者が利用するケアホーム等に対しては、下記により、当該ケアホーム等の所在地を管轄する消防本部とも緊密に連携の上、スプリンクラー設備の未設置理由や設置に関する今後の対処方針等を実地により確認するとともに、グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制に関して、専門的な見地から助言を行うようお願いいたします。

なお、本調査の実施及び調査内容等については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1. 消防防災主管部等との情報共有等

認知症高齢者グループホームの火災の発生を踏まえ、総務省消防庁から、別添1（「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（平成25年2月22日消防予第454号各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。以下「消防庁調査通知」という。）のとおり、各都道府県消防防災主管部長等に対して、障害者グループホーム・ケアホームも含めた小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行っているので、消防防災主管部等からの依頼に応じて、当該調査に協力するとともに、調査結果など必要な情報の共有を図ること。

2. 訪問調査の実施

本調査の結果、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、以下の①から③のいずれかの要件に該当するもの（以下、「訪問調査対象グループホーム等」という。）に対しては、順次、訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、スプリンクラー設備の未設置理由、設置に関する今後の対処方針、当該訪問調査対象グループホーム等の夜間の支援体制等を確認するとともに、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。

なお、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在地を管轄する市町村の消防本部（消防署）職員と障害保健福祉主管部（局）職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

また、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在する市区町村の協力が得られた場合には、当該市区町村の障害保健福祉主管部（局）職員に依頼して実施することとして差し支えないこと。

（訪問調査対象グループホーム等の要件）

- ① 入居者のうち、障害程度区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるケアホーム（消防法施行令別表第1の(6)項ロに該当するケアホーム（同(16)項イの防火対象物の一部である場合を含む）
- ② 入居者のうち、次のア又はイに該当する者の割合が5割を超えるケアホーム（①に該当するものを除く）又はグループホーム
 - ア 障害程度区分4以上の者
 - イ 障害程度区分認定を受けていない者であって、身体障害者手帳（1級）、療育手帳（重度）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している者
- ③ スプリンクラーの設置に関して、専門的な見地からの助言を希望しているもの

3. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

2. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、追って、通知する予定であること。

また、訪問調査時の調査結果については、貴職においてとりまとめ（とりまとめの様式も別途通知）していただき、平成25年4月19日（金）までに、当職あて報告を求める予定であること。

調 査 要 領

1. 調査票

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査（別添2）

2. 調査対象

平成25年2月22日時点で指定されている指定共同生活介護事業所・指定共同生活援助事業所

3. 調査基準日

平成25年2月22日

なお、質問項目により、別途基準日の指示がある場合には、当該指示によること。

4. 調査方法

① 調査票の送付・回収

都道府県・指定都市・中核市の担当課から、管内のグループホーム・ケアホームに「事業者記入用」のファイルを送付し、平成25年3月8日（金）までに回収すること。

② 訪問調査対象一覧の作成

回収した「事業者記入用」ファイルを基に、訪問調査対象グループホーム等を選別し、「訪問調査対象一覧」ファイルにとりまとめた上で、平成25年3月15日（金）までに5. の提出先へ送付すること。

③ 調査結果のとりまとめ

回収したデータを「集計報告用」ファイルに取りまとめた上で*、「事業所数等確認表」ファイルと併せて、「平成25年3月22日（金）までに5. の提出先へ送付すること。

※ 「事業者記入用」ファイルの「集計シート」のデータが入力されている行をコピーし、「集計報告用」ファイルに、順次、貼り付けて下さい。

5. 提出先

bouka-anzen@mhlw.go.jp

6. 提出期限

(1) 訪問調査対象一覧（4. ②） 平成25年3月15日（金）17:00

(2) 集計報告用ファイル・事業所数等確認表（4. ③） 平成25年3月22日（金）12:00

※ 提出された資料は、公開対象資料として使用することがあります。

7. 照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室地域移行支援係

TEL：03-5253-1111（内線3045）